

---

平成26年第8回大和町議会定例会会議録

---

平成26年9月9日（火曜日）

---

応招議員（18名）

1番	今野善行君	10番	伊藤勝君
2番	浅野俊彦君	11番	平渡高志君
3番	千坂裕春君	12番	堀籠英雄君
4番	渡辺良雄君	13番	高平聡雄君
5番	松浦隆夫君	14番	馬場久雄君
6番	門間浩宇君	15番	中川久男君
7番	槻田雅之君	16番	大崎勝治君
8番	藤巻博史君	17番	堀籠日出子君
9番	松川利充君	18番	大須賀啓君

---

出席議員（18名）

1番	今野善行君	10番	伊藤勝君
2番	浅野俊彦君	11番	平渡高志君
3番	千坂裕春君	12番	堀籠英雄君
4番	渡辺良雄君	13番	高平聡雄君
5番	松浦隆夫君	14番	馬場久雄君
6番	門間浩宇君	15番	中川久男君
7番	槻田雅之君	16番	大崎勝治君
8番	藤巻博史君	17番	堀籠日出子君
9番	松川利充君	18番	大須賀啓君

---

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	浅野元君	産業振興課長	大塚弘志君
副町長 兼総務課長	遠藤幸則君	都市建設課長	大畑憲治君
教育長	上野忠弘君	上下水道課長	堀籠清君
代表監査委員	渡邊仁君	会計管理者 兼会計課長	佐藤三和子君
まちづくり 政策課長	小川晃君	教育総務課長	櫻井和彦君
財政課長	内海義春君	生涯学習課長	石川誠君
税務課長	高崎一郎君	総務課 危機対策室長	瀬戸正志君
町民生活課長	長谷勝君	税務課 徴収対策室長	千葉喜一君
子育て支援 課長	高橋正春君	産業振興課 農林振興 対策官	石垣敏行君
保健福祉課長	三浦伸博君		

事務局出席者

議会事務局長	浅野喜高	主幹	野田美沙子
議事班長	櫻井修一	主事	逢坂孝徳

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

---

午前9時59分 開 議

議 長 (大須賀 啓君)

皆さん、おはようございます。

本会議を再開します。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、16番大崎勝治君及び17番堀籠日出子さんを指名します。

---

日程第 2「認定第 1号 平成25年度大和町一般会計歳入歳出決算の認定について」から

日程第13「認定第12号 平成25年度大和町水道事業会計歳入歳出決算の認定について」まで

議 長 (大須賀 啓君)

日程第2、認定第1号 平成25年度大和町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第13、認定第12号 平成25年度大和町水道事業会計歳入歳出決算の認定についてまでを一括議題とします。

前日に引き続き、朗読を省略して提出者の説明を求めます。

生涯学習課長石川 誠君。

生涯学習課長 (石川 誠君)

皆さん、おはようございます。

それでは、決算書68ページ、9款4項社会教育費1目社会教育総務費につきまして説明をさせていただきます。

主要な施策の成果に関する説明書につきましては、107ページから112ページをご参

照願います。

主な生涯学習事業といたしましては、まほろば大学を中心に、情報教育としてパソコン教室、協働教育の推進によります学校・家庭・教育の支援、地域の支援、青少年を対象とした自然体験ですとかジュニアリーダーの育成、短歌教室などを行っております。

1節報酬につきましては、社会教育委員会における委員さん13名分の委員報酬でございます。

8節報償費につきましては、生涯学習のまちづくり推進事業としてまほろば大学を開催しておりますが、開講式での記念講演と閉講式での文化講演会並びに各種教室の講師謝金でございます。

9節旅費につきましては、社会教育委員の費用弁償でございます。

11節需用費につきましては、社会教育総務での消耗品ですとか、家庭教育、青少年教育、成人教育等の各種事業に要した消耗品等でございます。

決算書69ページにまいります。

12節役務費につきましては、郵送料ですとか公用車の保険料、建物共済分担金等でございます。

13節の委託料につきましては、宮床歴史の村、原阿佐緒記念館等の社会教育施設管理業務委託料、情報教育としてのパソコン教室の業務委託料等でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、青少年教育での自然体験バス借上料、それから原阿佐緒賞の審査員送迎タクシー代、原阿佐緒記念館の駐車場借上料などがございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、社会教育総務の中で黒川郡社会教育委員連絡協議会負担金、黒川地域行政事務組合負担金、大和町PTA联合会、子ども会育成補助金でございます。

続きまして、2目公民館費でございます。主要な施策の成果に関する説明書につきましては、113ページから116ページをご参照願います。

主な事業としましては、公民館分館長会ですとか、ふるさと体感による青少年教育、成人教育としての料理教室ですとか出前講座、それから高齢者の教育としてのお達者倶楽部、そして町民文化祭ですとか図書室の運営を行っております。

1節につきましては、公民館分館長41名分の報酬と嘱託公民館長の報酬でございます。

7節につきましては、図書館のパート職員4名分の賃金でございます。

8節につきましては、成人式、書き初め大会記念品、まほろば大学等の各種教室、各種講座の講師謝金等でございます。

9節につきましては、嘱託公民館長の費用弁償でございます。

11節につきましては、成人式ですとか町民文化祭、小中学校の書き初め大会などの各種事業での消耗品代でございます。

12節につきましては、各種教室ですとか講座の開催通知郵送料、それから公民館管理としての電話料金、そして自動車損害保険料に要したものでございます。

13節につきましては、町民文化祭での照明操作委託に要したものでございます。

14節につきましては、高齢者教室での移動研修に伴うバス借上料、それから図書管理用のパソコンリース、そして関連するソフトの代金に要したものでございます。

決算書70ページに入ります。

19節につきましては、県公民館連絡協議会、郡公民館連合会、県の青年文化祭等への負担金、そして町の連合青年団、婦人会の連絡協議会、文化協会への補助金に要したものでございます。

続きまして、3目文化財保護費でございます。主要な施策の成果に関する説明書につきましては、117ページをご参照願います。

主に文化財保護委員会ですとか郷土史講座の開設、文化財めぐり、そのほかに開発に伴います文化財の調査を行っておりますが、25年度は天皇寺庫裏の町の有形文化財として指定をさせていただいたところでございます。

1節につきましては、文化財保護委員5名の報酬でございます。

7節につきましては、発掘調査の作業員と文化財整理のための作業員賃金、遺跡発掘調査のための嘱託職員賃金でございます。

8節につきましては、郷土史講座講師謝礼と文化財めぐりの解説員の謝礼でございます。

9節につきましては、文化財保護委員の出席旅費でございます。

11節につきましては、文化財保護用務に伴います消耗品ですとか、信楽寺の跡寺電気料とか水道料金になります。

12節につきましては、通信料、郵送料でございます。

14節につきましては、文化財調査のための重機の借り上げ代金、それから文化財めぐりのためのバス借り上げ代等でございます。

19節につきましては、全国民俗芸能保存市町村連盟への負担金、それから町内文化財保護団体7団体でございますが、その7団体に対しましての補助金を交付させていた

だいたものでございます。

次に、4目まほろばホールの管理費でございます。主要な施策の成果に関する説明書につきましては、118ページから124ページをご参照願います。

主にまほろばホール運営委員会ですとか文化振興協会によります夢ステージなどの事業実施、そしてまほろばホールギャラリーでの展示ですとか少年少女の合唱団の育成などを行っております。

1節につきましては、まほろばホール運営委員会開催時の委員報酬でございます。

7節につきましては、まほろばホール窓口業務事務員2名おりますが、2名の方の賃金でございます。

8節につきましては、まほろばホールどんちょうをデザインしていただきました日下常由画伯が昨年ご逝去されまして、貴重な作品が町に寄贈されたことに伴います御礼の品を購入したものでございます。

決算書71ページに移ります。

9節につきましては、まほろばホールの運営委員の費用弁償でございます。

11節につきましては、各種消耗品、冷暖房用の燃料、電気、水道の光熱水費が大半でございますが、そのほかに小破修繕の費用でございます。

12節につきましては、通信運搬、電話料金、その他、火災保険料等でございます。

13節につきましては、舞台設備操作ですとか総合管理業務委託、そのほかに植木などの手入れですとか除雪費用でございます。

14節につきましては、電話システムリース料金等でございます。

15節につきましては、飲料水の給水ポンプユニットを交換した工事費でございます。

18節につきましては、大ホール内オーディオレコーダー、それからCDカセットデッキ、そして日下常由氏画伯の作品寄贈での絵画用の額縁購入代でございます。

19節につきましては、大和町文化振興協会運営費としての補助金でございます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

教育総務課長櫻井和彦君。

教育総務課長 （櫻井和彦君）

続きまして、5目教育ふれあいセンター管理費でございます。こちらは、吉田・鶴巣・落合の教育ふれあいセンター管理運営に要した費用でございます。主要な施策の



成果に関する説明書は124ページになります。あわせてご参照願います。

7節賃金でございますが、こちらは体育館巡視員の賃金などでございます。

11節需用費でございます。光熱水費、燃料費、それから修繕料などが主なものでございます。

12節役務費は、火災保険料及び水質検査料となります。

13節委託料でございますが、業務員の委託、警備の委託、それから施設維持管理における管理委託を行ったものでございます。

14節使用料及び賃借料は、清掃用具の借り上げ、それからNHKの受信料となります。

15節工事請負費でございますが、こちらは吉田教育ふれあいセンターの屋内運動場、体育館でございますが、こちらの屋根の塗装の塗りかえ工事を行ったものでございます。

72ページのほうをお願いいたします。

19節負担金補助及び交付金でございますが、こちらは黒川地区防火管理協議会への会費でございます。

次に、6目森の学び舎活動費でございますが、こちらは森の学び舎の管理運営に要した費用でございます。貸し出しを行っておりますのが5月から10月の期間でございまして、利用日数が22日、延べ利用人数で1,091人という結果でございました。

11節需用費でございます。こちらは光熱水費及び燃料費が主なものでございます。

12節役務費は、電話料、火災保険料が主なものでございます。

13節委託料は、施設の清掃の管理委託に要したものでございます。

14節使用料及び賃借料は、学校教育活動に係る児童の車借上料となっております。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

生涯学習課長石川 誠君。

生涯学習課長 （石川 誠君）

引き続きまして、第5項第1目保健体育総務費についてでございます。主要な施策の成果に関する説明書につきましては、124ページから127ページもあわせてご参照願います。

ここでは、主にスポーツ推進委員会ですとかスポーツ奨励金の交付、各種スポーツ

大会や教室を開催しております。

1節につきましては、スポーツ推進員15名分の報酬及びスポーツ推進審議会委員5名分の報酬でございます。

8節につきましては、大和町スポーツ支援奨励金、トレーニング室の講師謝金でございます。

9節につきましては、スポーツ推進員15名分とスポーツ推進審議会委員の費用弁償でございます。

11節につきましては、一般事務用品ですとか、各種大会用の消耗品でございます。

12節につきましては、各種会議用通信費、傷害保険費でございます。

14節につきましては、各種施設の大会等参加者の車借上料でございます。

73ページに移ります。

18節につきましては、空手競技用のフロアマット備品購入でございます。

19節につきましては、町の体育協会とスポーツ少年団への補助金でございます。

続きまして、第5項2目体育センター管理費についてでございます。説明書につきましては、127ページをご参照願います。

ここでは、主に施設管理を行っております。

11節につきましては、各種消耗品、燃料費、光熱水費、小破修繕料でございます。

12節につきましては、火災保険料でございます。

13節につきましては、消防、電気設備に伴います保守点検委託料でございます。

14節につきましては、清掃用具の借上料でございます。

続きまして、3目広場管理費でございます。広場管理につきましては、宮床、玉ケ池、鶴巣山田、北目、三ケ内等のレクリエーション広場についての管理委託などを行っております。

説明書につきましては、127ページをご参照願います。

11節につきましては、水道料金ですとか電気代並びに砂金沢のレクリエーション広場の電気設備の修繕でございます。

12節につきましては、水道開栓代金でございます。

13節につきましては、各広場の維持管理を各地区に委託をしている委託費になります。

次に、4目の総合運動公園の管理費についてでございます。総合運動公園費では、総合体育館、それから陸上競技場、テニスコート、そして多目的広場の管理をしております。

説明書につきましては128ページをご参照願います。

7節につきましては、嘱託員5名おりますが、5名分の賃金でございます。

11節につきましては、一般事務消耗品、電気代、水道料、また修繕におきましては浄化槽のフロア修繕ですとか、バスケットのライン引きを行いました。

12節につきましては、電話料と、それから建物共済の分担金が主なものでございます。

13節につきましては、夜間警備、浄化槽管理、空調、地域振興公社への除草等管理委託でございます。

74ページに移ります。

14節につきましては、券売機の借り上げ料金、それから印刷機のリース料金でございます。

18節につきましては、バレーボール支柱の交換、バレーボールですとか卓球競技用の得点板、野球の外野用のネットなど各種スポーツ用品の備品購入でございます。

19節につきましては、黒川地区危険物安全協会と防火管理協議会の会費でございます。

次に、5目ダイナヒルズ公園管理費について説明を申し上げます。説明書につきましては、129ページをご参照願います。

ダイナヒルズにつきましては、野球場、テニスコート、サッカーを中心とした多目的広場の管理、貸し出しを行っております。

11節につきましては、テニスコートのネット補修費でございます。

12節につきましては、野球場倉庫とテニスコートの倉庫の火災保険料でございます。

13節につきましては、公園施設の管理運營業務委託、そして多目的広場芝の管理委託、テニスコートの自動点灯保守点検委託でございます。

14節につきましては、スポーツトラクターの搬送用トラック借り上げ料金でございます。

次に、6目自転車競技場管理費でございます。

説明書につきましては129ページをご参照願います。

自転車競技場は、宮城県スポーツ振興財団より管理運営の委託を受けまして、施設の維持に努めているところでございます。

7節につきましては、嘱託員1名分の賃金でございます。

11節につきましては、施設競技用の一般管理用消耗品のほかに電気料、そして水道料金、そして修繕におきましては走路の一部補修ですとか、写真判定システムの修繕

を行いました。

12節につきましては、電話料金でございます。

13節につきましては、地域振興公社への公園施設管理、自家用電気工作物等保安管理、夜間警備等の費用でございます。

14節につきましては、自転車競技場、NHKの受信料でございます。

18節につきましては、競技場内のテント、大会用のストップウォッチ、トランシーバー等の購入を行ったものでございます。以上でございます。よろしく申し上げます。

議 長 （大須賀 啓君）

教育総務課長櫻井和彦君。

教育総務課長 （櫻井和彦君）

次に、75ページのほうをお願いいたします。

9款5項7目学校給食センター費になります。こちらは、学校給食センターの管理運営及び学校給食の提供に要した費用でございます。昨年度におきましては、給食数44万346食という数を供給した結果ということになってございます。

まず、1節、それから9節旅費でございますが、こちらにつきましては学校給食運営審議会の開催における委員の報酬、費用弁償でございます。

7節賃金になります。こちらは、パート業務員の賃金でございます。

11節需用費でございますが、学校給食の賄い材料及び給食センター施設の運営に要した光熱水費、燃料費代等でございます。

12節役務費でございますが、電話料、給食センター及び職員の検便検査料や施設の水質検査手数料、火災保険料、給食費振替手数料が主なものでございます。

13節委託料は、学校給食調理業務委託料及び給食センターの施設備品管理委託料でございます。

14節使用料及び賃借料は、印刷機の借り上げ、それからNHK受信料が主なものでございます。

18節備品購入費につきましては、小野小学校用の廊下用の運搬車、こちら2台でございます。吉岡小学校の廊下用運搬車1台、それから真空冷却機、検食用冷凍庫などの購入が主なものとなってございます。

19節負担金補助及び交付金は、学校栄養士会及び学校給食共同調理場連絡協議会などの負担金となっております。以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

都市建設課長大畑憲治君。

都市建設課長 （大畑憲治君）

それでは、決算書75ページをお開きになっていただきたいと思います。

10款1項1目農業用施設災害復旧費でございますが、これにつきましては科目設定というふうなことでございます。

続きまして、決算書76ページをお開きになっていただきたいと思います。

同じ災害復旧費の道路橋りょう災害復旧費でございますが、これにつきましても科目設定というふうなものでございます。

続きまして、10款3項1目土木施設災害復旧費になります。東日本大震災により被災した町道及び橋梁の災害復旧費に係るものでございます。

15節工事請負費につきましては、町道の町裏西道線、旧役場跡地の西側の町道になりますが、そのほか23路線の道路災害復旧工事と、それから橋梁の災害復旧工事、橋梁名につきましては鶴巢の樵橋、もう1橋につきましては落合の八幡堂歩道橋、その2橋の災害復旧に係るものでございまして、この橋梁災害復旧工事につきましては、26年度へ繰り越しさせていただいているものでございます。

それから、23節償還金利子及び割引料につきましては、東日本大震災の住宅の応急修理の補助金が確定になったものでございます。以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

産業振興課長大塚弘志君。

産業振興課長 （大塚弘志君）

同じく2目農林商工施設災害復旧費でございます。こちらにつきましては、東日本大震災により被災いたしました農業用施設の災害復旧に要した費用でございまして、15節につきましては落合相川地区の大松ため池の災害復旧に要したものでございます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

財政課長内海義春君。

財政課長（内海義春君）

それでは、11款の公債費についてご説明をさせていただきます。成果に関する説明書につきましては131ページでございますので、そちらのほうをご参照をお願いいたします。

1項1目の元金、それから2目の利子につきまして、おのおの10機関からの借り入れに対します償還に要した経費でございます。

12款予備費につきましては、備考欄に記載しております科目につきまして緊急を要するということで充当した上で対応したもの2件でございます。

続きまして、78ページ、お願いいたします。

78ページ、実質収支に関する調書でございますが、歳入総額96億538万8,000円、歳出総額90億3,528万5,000円、差し引き5億7,010万3,000円です。翌年度へ繰り越すべき財源につきましては、各種事業に要します一般財源について繰り越すという形をとっておりまして、繰越明許費繰越額で2,169万4,000円、事故繰越繰越額では1,322万円、この部分を差し引きました実質収支額は5億3,518万9,000円となりまして、地方自治法等の規定に基づきまして2分の1以上を基金に繰り入れとすることになっておりまして、2億7,000万円を繰り入れするものでございます。実質収支額からこの基金繰入額を差し引きました2億6,518万9,000円が純繰越金となるものでございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（大須賀 啓君）

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長（長谷 勝君）

特別会計に入ります。

議案書の79ページをお開き願いたいと思います。

認定第2号でございます。平成25年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成25年度国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付して議会の認定をお願いするものでございます。

決算書につきましては79ページからになります。

それでは、決算書の83ページのほうをお開き願いたいと思います。

歳入になります。

1 款国民健康保険税でございます。

1 目から2 目でございますが、全体での調定額は8 億5,676万1,654円でございます。収入額につきましては6 億3,102万1,091円ございまして、徴収率につきましては73.65%となっております。25年度の現年分の徴収率につきましては1 目、2 目全体で88.73%、滞納繰越分につきましては34.04%でございます。

続きまして、84ページのほうをお願いいたします。

2 款1 項1 目督促手数料につきましては、調定どおりの収入済額となっております。

続きまして、3 款1 項国庫負担金につきましては、医療費の国からの定率負担金でございます。これも調定どおりの収入額となっております。

85ページをお願いいたします。

2 項国庫補助金につきましては、普通・特別財政調整交付金、それと高齢者医療制度円滑運営事業費補助金であります。実績に基づき調定のとおり収入額でございます。

86ページをお願いいたします。

4 款医療給付交付金につきましては、退職者医療制度に係る交付金でございます。社会保険診療報酬基金からの交付によるものでございます。

続きまして、5 款前期高齢者交付金につきましては、65歳から74歳までの前期高齢者分の交付金であります。社会保険診療報酬支払基金からの交付による交付金でございます。

87ページをお願いいたします。

6 款県支出金につきましては、県負担金、県補助金ともそれぞれ国庫支出金同様の内容、項目となっております。これにつきましても調定どおりの収入額でございます。

続きまして、7 款共同事業交付金につきましては、医療費の高額出費を抑制するため国保連合会からの交付金となるものでございます。これも調定どおりの収入額となっております。

88ページをお願いいたします。

8 款財産収入につきましては、国保基金の利子でございます。

9 款繰入金から90ページの11款諸収入につきましては、繰入金、繰越金、預金利子、

医療費精算還付金等でございます。

以上が歳入でございます。

92ページの歳出をお願いいたします。

歳出でございます。主要な施策の成果に関する説明書は132ページから134ページになりますので、あわせてご参照をお願いいたします。

1 款総務費 1 項 1 目一般管理費でございます。人件費分を除きまして説明をさせていただきます。

7 節につきましては、事務補助員の賃金でございます。

9 節につきましては、職員の旅費でございます。

11 節につきましては、コピー代、印刷代ほか消耗品でございます。

12 節につきましては、郵便料金、通信運搬費でございます。

13 節の委託料につきましては、国保の電算共同処理委託、国保事務共同電算処理システム保守委託料、国保レセプト点検業務の委託料でございます。

2 目の団体負担金は、国保連合会運営に要する町村割負担金でございます。

2 項徴税费 1 目賦課徴収費は、国保税の徴収事務に要した経費でございます。

9 節につきましては、職員旅費でございます。

11 節につきましては、課税通知、封筒等の印刷代でございます。

12 節につきましては、郵便料金でございます。

93ページをお願いいたします。

3 項 1 目国保運営委員会に要した経費でございます。2 回開催しております。

1 節につきましては、国保運営協議会委員 9 名の報酬でございます。

9 節につきましては、委員の費用弁償でございます。

11 節につきましては、お茶代などでございます。

4 項 1 目趣旨普及費は、国保制度等の啓発用パンフレット等を購入してございます。それらの経費でございます。

2 款 1 項療養諸費は、本町の医療費といたしまして公費負担分 7 割を国保連合会へ支払いした負担金でございます。

94ページをお願いいたします。

5 目審査手数料はレセプトの審査手数料で、国保連合会への支払いでございます。

2 項高額療養費につきましては、高額医療費部分につきまして公費負担分 7 割を国保連合会へ支出した負担金でございます。

95ページをお願いいたします。



3項葬祭費は、国保世帯で亡くなられた方34名分の葬祭費交付金でございます。

4項出産育児一時金につきましては、国保世帯29人分の出生に対しての交付金でございます。

96ページをお願いいたします。

3款後期高齢者支援金等から6款共同事業拠出金までは、それぞれの医療費へ支援金、負担金であります。これらを社会保険診療報酬支払基金及び国保連合会へ負担金として支払いをしたものでございます。

97ページをお願いいたします。

7款保健事業費1項特定健康診査等の事業費1目につきましては、特定健診に要した委託費でございます。受診者数は2,138人で、人間ドック等などの情報提供者も含めまして、受診率につきましては53.8%となっております。

98ページをごらんください。

11節につきましては、特定健診及び結果説明会用の消耗品等でございます。

12節につきましては、郵便料金でございます。

13節につきましては、特定健診の委託料でございます。

2項保健事業費1目保健衛生普及費につきましては、各種健康教室及び各種集団検診等に要した経費でございます。

7節につきましては、結果説明会の看護師等の賃金でございます。

8節につきましては、健康づくり達人セミナーなどの講師謝礼金でございます。

11節につきましては、結果説明会時のパンフレット等の購入でございます。

28節につきましては、各種検診助成に対する繰出金でございます。

8款基金積立金は、基金利子相当分でございます。

9款諸支出金は、国保税の還付精算、医療費錯誤等の精算、国庫支出金等の確定による精算金等でございます。

100ページのほうをお願いいたします。

平成25年度の大和町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算実質収支に関する調書でございます。

収入総額につきましては23億9,910万でございます。支出総額23億2,822万8,000円でございます。歳入歳出差引額は実質収支額と同額の7,087万2,000円でございます。

基金繰入金は3,600万円でございます。

なお、決算年度末の国保会計財政調整基金の残高につきましては、2億4,073万9,000円となっております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

保健福祉課長三浦伸博君。

保健福祉課長 （三浦伸博君）

議案書80ページをお願いいたします。

認定第3号平成25年度大和町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成25年度大和町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付しまして議会の認定をお願いするものでございます。

決算書でございますが、104ページからお願いをいたします。あわせまして、主要な施策の成果に関する説明書135ページからご参照をお願いいたします。

決算書104ページでございます。

歳入でございます。

1 款保険料 1 項 1 目第 1 号被保険者保険料でございます。収入済額 2 億9,938万5,600円となりまして、調定対比95.2%となっておりますところでございます。収入未済額につきましては、滞納繰越分も含めまして1,194万8,740円となっておりますところでございます。

次に、2 款使用料及び手数料 1 項 1 目につきましては、督促手数料でございます。

2 項 1 目の介護予防手数料につきましては、介護認定の非該当の方に対してのサービス提供によります手数料であります。平成25年度におきましては利用がなかったところでございます。

105ページをお願いいたします。

3 款国庫支出金 1 項 1 目の介護保険給付費でございますが、法で定められた介護給付費20%相当分の国庫負担金でございます。

2 項 1 目の調整交付金につきましては、介護給付費の5%相当分の交付金でございます。

2 目、3 目の地域支援事業につきましては、介護予防、包括的支援事業 2 事業分に係る交付金でございます。

4 目介護保険事業費補助金につきましては、介護報酬改定等に伴う事業費補助金でございます。

4 款支払基金交付金 1 項 1 目介護給付費負担金につきましては、介護給付費の29%相当分の社会保険診療報酬支払基金からの交付金でございます。

2 目地域支援事業の介護予防事業分に係る分につきましても、支払基金からの交付金でございます。

5 款県支出金 1 項 1 目介護給付費負担金につきましては、介護給付費12.5%相当分の県負担分でございます。

107ページをお願いいたします。

3 項 1 目、2 目につきましては、地域支援事業に係る介護予防、包括的支援事業 2 事業に係る県からの補助金でございます。

6 款財産収入 1 項 1 目利子及び配当金につきましては、財政調整基金からの利子でございます。

7 款繰入金 1 項 1 目一般会計繰入金 1 節につきましては、介護給付費の12.5%相当分の法定繰入分でございます。

2 節につきましては職員給与費等繰り入れ、3 節、4 節につきましては地域支援事業の介護予防事業、包括的支援事業等に係る繰り入れでございます。

2 項 1 目の財政調整基金繰入金につきましては、財源調整に要したものでございます。

8 款繰越金につきましては、前年度からの繰越金でございます。

109ページをお願いいたします。

9 款諸収入でございますが、2 項 1 目町預金利子につきましては特別会計の預金利子でございます。

3 項 4 目の雑入でございますが、介護予防プラン作成に係ります収入、それからグループホームすずらんの土地貸付料76万9,400円、さらには任意事業の配食サービス等の利用者負担分でございます。

111ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1 款総務費 1 項 1 目一般管理費でございますが、介護保険事業運営に要しました人件費、事務費、維持運営等でございます。

11 節につきましては、事務用品、予算・決算書の印刷製本費でございます。

12 節につきましては、介護保険システムプログラム保守点検料及び通信運搬費でございます。

13 節につきましては、介護報酬改定等に伴うシステム改修費でございます。

14節につきましては、グループホームすずらんに係る土地借上料でございます。

15節につきましては、グループホームすずらん玄関ドア修繕に要した費用でございます。

19節につきましては、認知症の人と家族の会県支部への負担金でございます。

25節につきましては、介護保険財政調整基金への積み立てを行ったものでございます。

続きまして、2項1目賦課徴収費でございますが、11節につきましては保険料納入通知書等の印刷、12節につきましては介護保険料額の通知等の通信運搬費でございます。

3項1目認定調査等費7節につきましては介護認定調査に係ります調査員への賃金、9節につきましては調査員の費用弁償でございます。

11節につきましては、公用車の燃料費及び認定調査の用紙等の費用でございます。

12節につきましては、主治医の意見書作成手数料等でございます。

14節につきましては、認定調査における有料駐車場料等でございます。

19節につきましては、介護認定審査委員会の運営経費といたしまして、黒川地域行政事務組合への負担金でございます。

27節につきましては、公用車の重量税でございます。

4項1目計画策定委員会費の1節及び9節、11節につきましては、介護保険運営委員会に要した費用でございます。

続きまして、2款保険給付費につきましては、介護サービスの実績に基づく給付費でございます。

113ページをお願いいたします。

1項1目居宅介護サービス給付費等は、訪問介護、通所介護、短期入所サービス等の居宅介護費、さらには住宅改修、福祉用具費に係りました給付費でございます。

2目施設介護サービス給付費等は、介護老人福祉施設、介護老人保健施設等への給付費でございます。

3目居宅介護サービス計画費等は、いわゆるケアプラン作成に伴います給付費でございます。

4目地域密着型介護サービス給付等費は、グループホーム及び通所サービスに係りました給付費でございます。

2項1目高額介護サービス等費でございますが、12節は高額介護サービス支給処理手数料といたしまして国保連合会へ支払った費用でございます。

19節につきましては、高額介護サービスの給付費でございます。

2目高額医療合算介護サービス費につきましては、高額医療費、介護サービスの個人負担が一定の割合を超えた方に給付を行ったものでございます。

3項1目、2目の19節につきましては、要介護認定の要支援1、2の方への介護予防サービスに係る給付費でございます。

115ページをお願いいたします。

4項1目につきましては、特定入所者介護等の給付費で、入所者の居住費、食費に係りました給付費でございます。

5項1目審査支払手数料12節につきましては、平成25年度2万3,507件の介護給付費の審査手数料でございます。

続きまして、3款1項2目償還金23節につきましては、平成24年度の介護給付費の確定等に伴います精算による国、県への返還金でございます。

続きまして、4款地域支援事業につきましては、要支援または要介護状態になる前の介護予防推進事業費でございます。

1項1目介護予防特定高齢者施策事業費の7節につきましては、実態把握等のための看護師等の賃金でございます。

8節につきましては、認知症介護者に対する研修会等支援事業に要しました講師謝礼でございます。

11節につきましては、介護予防事業の実施に要しました消耗品等でございます。

13節の委託料につきましては、運動機能向上のための転倒予防、口腔機能向上事業等に要した費用でございます。

2目介護予防一般高齢者施策事業費につきましては、元気な高齢者を対象に介護予防の普及啓発、さらには地域介護予防活動支援事業に要した費用でございます。

7節につきましては、健康貯筋友の会事業に伴います看護師の賃金でございます。

8節につきましては、各行政区の生き生きサロンへの介護予防の出前講座の講師謝礼でございます。

11節につきましては、出前講座の資料の費用等でございます。

117ページをお願いいたします。

2項1目介護予防マネジメント事業費でございますが、7節につきましては包括支援センター臨時の社会福祉士の賃金でございます。

8節につきましては、ケアマネジャー支援研修会講師謝礼でございます。

11節につきましては、公用車修繕代等でございます。

12節につきましては、包括支援センターシステムの保守料及び電話代等に要した費用でございます。

13節につきましては、指定介護予防支援業務委託としてケアプランの作成委託料でございます。

19節につきましては、介護支援専門員研修受講料でございます。

2目総合相談事業費につきましては家庭訪問の際に要した経費で、11節につきましては消耗品費でございます。

3目権利擁護事業につきましては、高齢者虐待対応連絡協議会への委託料でございます。

118ページをお願いいたします。

4目包括的・継続的マネジメント支援事業費は、介護支援専門員の研修に要した費用でございます。

5目任意事業費ですが、あんしんコール事業の協力員への謝礼でございます。

12節につきましては、ひとり暮らし老人等へのコール機器取り付け・取り外し料及びボランティア保険料でございます。

13節につきましては、配食サービス事業及びあんしんコールセンター事業に要した委託料でございます。

14節につきましては、あんしんコール機器借上料でございます。

119ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額17億9,986万7,000円、歳出総額17億2,912万1,000円、歳入歳出差引額2,756万2,000円、実質収支額7,074万6,000円でございます。大変申しわけございません。歳入歳出差引額7,074万6,000円でございます。実質収支額7,074万6,000円でございます。実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額を4,000万円といたしたところでございます。

なお、決算年度末におけます介護保険事業勘定特別会計の財政調整基金の残額は2,407万4,000円になっておるところでございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（大須賀 啓君）

財政課長内海義春君。

財政課長 （内海義春君）

それでは、議案書81ページをお願いいたします。

認定第4号 平成25年度大和町宮床財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法の規定によりまして、平成25年度宮床財産区特別会計歳入歳出決算につきまして、別紙監査委員の意見を付しまして議会の認定に付するものでございます。

主要な施策に関する説明書につきましては、144ページになります。決算書につきましては122ページでご説明をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、決算書の122ページのほうをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

1款1項1目の土地貸付収入につきましては、宮床生産組合、難波山菜生産研究所、東北電力に対します土地の貸付収入でございます。

2目の利子及び配当金につきましては、基金の利子でございます。基金の積立分、さらには町への運用分の内容になっておるところでございます。

続きまして、2項2目の不動産売払収入につきましては、高山地内の立ち木売払収入でございます。

2款1項1目の基金繰入につきましては、財源調整のために財産調整基金から繰り入れを行ったものでございます。

123ページをお願いいたします。

3款繰越金につきましては、平成24年度からの繰越金でございます。

4款2項1目預金利子は、歳計現金利子でございます。

4款3項1目雑入は、前年度の労働保険料確定に伴う保険料の還付金でございます。

続きまして、124ページをお願いいたします。

こちらは歳出になります。

1款管理会費につきましては管理委員7名に要する費用でございまして、1節報酬につきましては7名分の報酬、旅費は費用弁償等でございます。交際費につきましては会長交際費であります。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費につきましては、7節につきましては清掃業務員1名に要しました費用でございます。

11節需用費につきましては、予算書・決算書の印刷代となっております。

12節役務費につきましては、連絡用の切手代でございます。

2目財産管理費7節賃金につきましては、直営造林地の作業道の刈り払い賃金でござ

ございます。

12節役務費につきましては、森林国営保険料でございます。

13節委託料は森林管理巡視業務委託料でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、町の林業地域振興協議会、山火事防止協議会、県水源地造林協議会等への負担金等でございます。

125ページをお願いいたします。

3目になります。森林総合研究所分収造林管理費でございます。12節役務費につきましては、森林国営保険料であります。

4目諸費の19節負担金補助及び交付金につきましては、町内3財産区で結成いたしております財産区連絡協議会への負担金であります。

28節繰出金につきましては、一般会計への繰出金で、主要な施策に関します説明書144ページに記載しております対象団体に補助を行ったものでございます。

それでは、126ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額1,466万8,000円、歳出総額1,433万4,000円、差引、実質収支とも33万4,000円となっておりますのでございます。

なお、平成25年度末の基金残高につきましては、大和町財産に関する調書として、この冊子の196ページに記載しておりますが、4億7,808万4,000円となっておりますのでございます。

続きまして、議案書のほうの82ページのほうをお願いいたします。

認定第5号 平成25年度大和町吉田財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法の規定によりまして、平成25年度吉田財産区の歳入歳出につきまして、監査委員の意見を付しまして議会の認定に付するものでございます。

それでは、主要な施策に関する説明書は145ページであります。決算書につきましては129ページで説明をさせていただきます。

決算書の129ページのほうをお開き願います。

初めに、歳入でございます。

1款1項1目につきましては、総務費県補助金につきましては、檀ノ下地区にあります直営造林地5.97ヘクタールに対します除間伐の補助金でございます。

2款1項1目の財産貸付収入につきましては、吉田愛林公益会及び東北電力への土地の貸付収入でございます。

同じく、2目利子及び配当金につきましては、基金利子でございます。



同じく、2項1目不動産売払収入につきましては、立ち木売払収入でございます。  
続きまして、130ページをお願いいたします。

3款繰入金の財産造成基金繰入金につきましては、財源の調整のため基金からの繰り入れでございます。

4款繰越金は、24年度からのものでございます。

5款1項森林総合研究所支出金につきましては、森林総合研究所所管の造林育成に対し交付されたもので、壇ノ下地区の22.24ヘクタールの除間伐に要したものでございます。

2項利子につきましては、歳計現金利子でございます。

それでは、132ページのほうをお願いいたします。

歳出のほうでございます。

1款管理会費であります。1節の報酬につきましては管理委員7名に対する報酬でございます。

10節交際費につきましては、会長交際費となっておりますところでございます。

2款1項1目一般管理費につきましては、財産区の管理に要するもので、11節需用費は予算書・決算書の印刷費、役務費は会議用通信切手代でございます。

続きまして、2目財産管理費につきましては、12節役務費は森林国営保険料に要した費用でございます。

13節委託料につきましては、壇ノ下地内の5.97ヘクタールの杉造林地除間伐に要した費用でございます。

19節負担金につきましては、林業地域振興協議会、山火事防あるいは県水源林造林協議会、黒川地区林業普及推進協議会等への負担金等でございます。

25節積立金につきましては、財政調整基金への積み立てを行ったところでございます。

続きまして、133ページをお願いいたします。

3目森林総合研究所分収造林管理費につきましては、壇ノ下地区の保育に要したものでございまして、12節役務費につきましては森林国営保険料でございます。

委託料につきましては、22.24ヘクタールの除間伐等について委託を行ったものでございます。

4目諸費の19節の負担金補助及び交付金につきましては、財産区連絡協議会への負担金あるいは県有林立木売払分収分として吉田愛林公益会あるいは沢渡県行造林保護組合へ交付を行ったものでございます。

28節繰出金につきましては、説明書145ページに記載しておりますが、一般会計へ繰り出しを行いまして地域団体へ助成を行ったものでございます。

それでは、134ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。歳入総額3,108万9,000円、歳出総額3,052万9,000円、差引、実質収支とも56万円でございます。

25年度の基金残高につきましては、大和町財産に関する調書の196ページに記載しておりますが、25年度末残高は1,688万5,000円となっておりますところでございます。

続きまして、議案書のほうにお戻りいただきたいと思っております。

議案書の83ページをお願いいたします。

議 長 (大須賀 啓君)

暫時休憩します。

休憩時間は10分間とします。

午前11時03分 休 憩

午前11時13分 再 開

議 長 (大須賀 啓君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

財政課長内海義春君。

財政課長 (内海義春君)

それでは、議案書のほう、83ページをお願いいたします。

認定第6号でございます。認定第6号 平成25年度大和町落合財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法の規定によりまして、平成25年度落合財産区特別会計歳入歳出につきまして、別紙監査委員の意見を付しまして議会の認定に付するものでございます。

主要な施策の成果に関する説明書につきましては146ページでございます。決算書につきましては137ページでございますので、そちらで説明をさせていただきます。

それでは、決算書のほう、137ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

1 款 1 項 1 目財産貸付収入につきましては、相川、報恩寺、松坂地区におのこの貸し付けをしております収入でございます。さらには、N T T の設備用地の貸付収入でございます。

2 目の利子及び配当金につきましては、基金利子でございます。

2 款繰入金につきましては、財源の調整ため基金からの繰り入れを行ったものでございます。

3 款繰越金につきましては、24年度からのものでございます。

続きまして、138ページ、お願いいたします。

4 款諸収入でございます。こちらにつきましては、預金利子で歳計の現金利子となっておりますところでございます。

それでは、139ページをお願いいたします。

次に、歳出でございます。

1 款管理会費につきましては、管理委員 7 名に要した費用でございます。

1 節報酬は管理委員 7 名の報酬、7 節旅費につきましては管理会、協議会等の費用弁償でございます。

10 節交際費につきましては、会長交際費でございます。

2 款 1 項 1 目一般管理費につきましては、11 節は予算書・決算書の印刷代、12 節役員費につきましては連絡用切手代。

続きまして、2 目の財産管理費でございます。19 節負担金につきましては、山火事防止連絡協議会への負担金でございます。

3 目諸費19 節負担金は、3 財産区連絡協議会への負担金となっておりますところでございます。

28 節繰出金につきましては、説明書146ページに記載しておりますが、町内各種団体への一般会計を通じましての助成となっておりますところでございます。

続きまして、141ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額539万円、歳出総額520万9,000円、差引額、実質収支とも18万1,000円でございます。

なお、25年度の基金残高につきましては、この冊子の196ページに記載しておりますが3億538万8,000円となっておりますところでございます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

教育総務課長櫻井和彦君。

教育総務課長（櫻井和彦君）

それでは、議案書のほうにお戻りいただきたいと思いますが、議案書84ページになります。

認定第7号 平成25年度大和町奨学事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

地方自治法第233条第3項の規定によりまして、平成25年度大和町奨学事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付しまして議会の認定をお願いするものであります。

決算書のほうにつきましては、144ページをお願いしたいと思います。主要な施策の成果に関する説明書につきましては147ページとなりますので、あわせてご参照願います。

144ページのほうになりますが、初めに歳入でございます。

1款1項1目利子及び配当金につきましては利子分でございます。

2款1項1目教育寄附金につきましては、収入ございませんでした。

3款1項1目奨学事業基金繰入金につきましては、今回繰り入れを行っておりません。ゼロでございます。

4款1項1目繰越金1節繰越金は、前年度からの繰越金でございます。

次に、145ページでございます。

5款1項1目町預金利子1節預金利子につきましては、歳計現金の利子となっております。

2項1目奨学費貸付金元利収入1節奨学費貸付金元利収入につきましては、貸し付けを行いました奨学金の償還金でございますが、91名からの返金をいただいたものとなっております。

なお、収入未済額27万6,000円となっておりますが、未納者は4名ございまして、前年と比べまして、額につきましては26万1,000円の減となっておりますが、引き続き償還に向け督促等に努力してまいりたいと考えてございます。

次に、146ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項1目事業費につきましては、21節貸付金、高校生1名、大学生24名、合計25名に対して奨学金の貸し付けを行ったものでございます。なお、貸付金の額でござ

いますが、高校生が月額1万5,000円、大学生が3万円となっております。

次に、2目事務費でございます。

1節報酬及び9節旅費につきましては、奨学事業審議会2回の開催におけます委員の皆様への報酬、それから費用弁償となっております。

11節需用費は、予算書・決算書の印刷代でございます。

12節役務費は、郵便料金となっております。

25節積立金につきましては、奨学事業基金へ積み立てを行ったものでございます。

次に、147ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額1,225万円、歳出総額1,207万2,000円、差引額が17万8,000円となり、5番の実質収支額につきましても同じく17万8,000円となっております。

なお、年度末の基金残高につきましては749万6,000円となっているところでございます。以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長 （長谷 勝君）

続きまして、議案書85ページをお願いいたします。

認定第8号であります。平成25年度大和町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成25年度大和町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付して議会の認定をお願いするものでございます。

決算書につきましては148ページ、成果に関する説明書も148ページとなっております。

では、決算書150ページのほう、お開きください。歳入のほうからご説明をさせていただきます。

1款につきましては、後期高齢者医療保険料でございます。特別徴収・普通徴収合わせまして、調定比につきましては99.1%となっております。

2款につきましては、使用料及び手数料。これにつきましては、督促手数料の収入でございます。

3 款繰入金につきましては、一般会計繰入金になります。事務費、人件費のほか、保険料軽減相当分の繰り入れとなっております。

151ページをお願いいたします。

4 款繰越金は、前年度からの繰越金でございます。

5 款諸収入 2 項償還金及び還付加算金 1 目保険料還付金は、宮城県後期高齢者広域連合からの24年度分の保険料の還付金であります。

152ページをお願いいたします。

3 項につきましては、預金利子でございます。

4 項受託事業収入につきましては、宮城県後期高齢者広域連合からの健康診断の受託料でございます。688名が受診してございます。

続きまして、153ページ、歳出でございます。

1 款総務費 1 項は、後期高齢者会計の運営事務に要した経費でございます。

11節につきましては、特別会計予算・決算書の印刷代及びコピー代等でございます。

12節につきましては、郵便料金になってございます。

13節につきましては、後期高齢者健康診断の委託料並びに後期高齢者医療システムの保守委託料でございます。

2 項徴収費につきましては、保険料の徴収事務に要した経費でございます。

11節につきましては、保険通知等の封筒、それからその印刷代でございます。

12節につきましては、郵便料金と口座振替の手数料となっております。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、県の広域連合へ保険料の納付金と保険基盤安定負担金の納付金となっております。

154ページをお願いいたします。

3 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金 1 目保険料還付金は、年度途中で保険料の確定、変更等のあったものについての還付金でございます。

155ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額 1 億9,398万、歳出総額 1 億9,046万8,000円でございます。歳入歳出差引額が実質収支額と同様の351万2,000円となっております。以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 (大須賀 啓君)

上下水道課長堀籠 清君。

上下水道課長 （堀籠 清君）

それでは、議案書の86ページをお開き願います。

認定第9号 平成25年度大和町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成25年度大和町下水道事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付しまして議会の認定をお願いするものでございます。

決算書の158ページ以降でご説明を申し上げます。

なお、本事業の実施概要につきましては、主要な施策の成果に関する説明書149ページ以降に記載し整理をいたしておりますので、あわせてご参照願いたいと思います。

決算書の158ページでございます。歳入歳出決算事項別明細書になります。

初めに、歳入でございます。

1 款分担金及び負担金 1 項 1 目下水道事業負担金 1 節公共下水道費受益者負担金現年度分につきましては、収納済額44万680円で、収納率は80.4%となっております。

2 節の滞納繰越分につきましては、収入済額7,000円でございます。

2 款の使用料及び手数料 1 項 1 目下水道使用料 1 節現年度分につきましては、収入済額3億7,383万9,038円で、収納率が98%となっております。

2 節の滞納繰越分につきましては、調定額983万9,755円、収入済額425万1,363円で、収納率は43.2%となっておりますが、53万6,482円につきまして不納欠損の事務処理を行ってございます。このうち昨年度にご説明申し上げておりました使用料の賦課漏れ分でありますけれども、この内訳でございます。調定額530万8,721円に対しまして収納額171万1,994円となりまして、収納率につきましては32.2%の状況となっております。この収納率の32.2%の数字につきましては、調定額が納めていただくべき金額の全額であるのに対しまして、一部の方を除きましてほとんどの方より3年分割による納付を希望されたことによるものでございまして、おおむね3分の1の収納の実績となっております。

2 項の手数料につきましては、調定額どおりの収入となっております。

159ページとなります。

3 款国庫支出金 1 項 1 目下水道費国庫補助金であります。下水道整備事業は事業費の2分の1の補助が収入済みとなっております。なお、平成24年度からの繰越工事である管渠改築工事1件を含む補助金額となっております。

4 款繰入金、5 款繰越金、160 ページにかけての 6 款諸収入、7 款町債の 1 節公共下水道債、2 節資本費平準化債、3 節流域下水道債につきましては、調定どおりの収入となっております。

次に、161 ページの歳出でございます。

1 款土木費 1 項 1 目一般管理費につきましては、下水道の管理経費のほか、使用料金等の賦課徴収、水質規制、下水道施設の維持管理に要したものでございます。

主なものといたしまして、2 節から 4 節までは人件費、11 節需用費はマンホールポンプの電気料、修繕料などでございます。

12 節役務費につきましては、マンホールポンプの管理用電話の使用料及び污水管等清掃手数料などでございます。

13 節の委託料につきましては、料金算定業務、メーター検針業務の水道事業への委託料及び流域下水道の接続点 15 カ所と特定事業所 25 カ所の水質検査委託料、下水道台帳の作成、その他マンホールポンプの保守点検、清掃委託に要したものでございます。

19 節負担金補助及び交付金につきましては、吉田川流域下水道の維持管理負担金と仙台市への下水道管理負担金が主なものであります。補助金につきましては、水洗便所改造資金貸し付けに係る利子補給金 51 件分でございます。

27 節の公課費につきましては、消費税及び地方消費税でございます。

次に、2 項 1 目建設費でございますが、公共下水道補助事業分と町単独事業分及び流域下水道等への建設負担金が主なものでございます。

162 ページとなります。

主なものといたしまして、人件費のほか、11 節需用費につきましては事業に係る消耗品、燃料費等、13 節委託料は県道塩釜吉岡線の鳥屋地内に係る車橋のかけかえ工事に伴う下水道圧送管の詳細設計に要したものでございます。

14 節につきましては、積算システムの借上料、15 節工事請負費は補助事業分として杜の丘、幕柳のマンホールポンプ更新、杜の丘の非常用発電装置、自家発電装置でございますが、この新設工事及び平成 24 年度から繰り越しをした 2 号幹線の管渠改築工事（その 2）でございますが、これらを実施したものでございます。

次に、町単独事業といたしましては、大平下地区における過年度の污水管布設工事箇所舗装復旧工事を実施したものでございます。

19 節の負担金補助及び交付金につきましては、宮城県が維持管理を行ってます吉田川流域下水道と仙台市への建設の負担金でございます。

2 款の公債費につきましては、1 項 1 目元金につきましては 112 件の償還及び 8 件の



繰り上げの償還を合わせた償還費でございます。

2目の利子につきましては、113件の支払い分でございます。

なお、平成25年度末の借入残高につきましては、昨年より2億1,646万2,000円減の51億4,542万円となっております。

163ページの実質収支に関する調書でございます。

歳入総額10億2,881万8,000円、歳出総額10億684万4,000円、差し引きで2,197万4,000円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額につきましても同額の2,197万4,000円となったものでございます。以上でございます。

次に、議案書の87ページをお願いいたします。

認定の第10号 平成25年度大和町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成25年度大和町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付しまして議会の認定をお願いするものでございます。

この詳細につきましては、決算書の166ページ以降でご説明を申し上げます。

なお、本事業の実施概要につきましては、成果に関する説明書151ページに記載し整理しておりますので、あわせてご参照願いたいと思います。

決算書の166ページ、歳入歳出決算事項別明細書でございます。

初めに、歳入でございます。

1款の分担金及び負担金1項1目農業集落排水事業分担金は関係地区の受益者分担金で、1節現年度分につきましては収入済額20万円で調定どおりの収入でございます。

2節の滞納繰越分は収入済額37万3,600円ございまして、収納率11.3%というような数字となっております。

2款の使用料及び手数料1項1目農業集落排水処理施設使用料1節の現年度分につきましては、収入済額806万310円で収納率が89.5%となっております。

2節の滞納繰越分につきましては、収入済額22万4,488円で収納率が58.1%となっております。

167ページ、3款の県支出金でございます。1項1目農業集落排水事業費県補助金につきましては、平成20年度から平成26年度までの7カ年間で宮城県から維持管理補助金といたしまして2億760万円についての交付予定でございます。当年度の2,722万円の補助金となっております。

4款の繰入金につきましては一般会計からの繰入金で、25年度決算につきまして

2,367万8,000円となっております。

5 款の繰越金につきましては、前年度からの繰り越しでございます。

6 款諸収入は、預金利子の収入でございます。

168ページの歳出となります。

1 款農業集落排水事業費 1 項 1 目一般管理費につきましては、宮床クリーンセンターの管理費及びマンホールポンプの維持管理等に要した経費でございます。

主なものでございますが、人件費のほか、11節需用費につきましてはクリーンセンターマンホールポンプの電気料、消耗品代などでございます。

12節につきましては使用料の収納事務手数料が主なもので、13節につきましては処理場の運転業務、汚泥処理業務、使用料徴収業務、電気工作物保安管理業務などの委託料でございます。

19節の負担金につきましては、県集落排水事業推進協議会への負担金でございます。

27節公課費につきましては、消費税の支払い額となっております。

2 款の公債費の 1 項 1 目元金につきましては15件の償還及び 2 目の利子につきましても15件の償還支払い分となっております。

なお、平成25年度末の借入残高につきましては、前年より2,589万1,000円減少してまして6億3,690万6,000円となっております。

170ページの実質収支に関する調書でございます。

歳入総額6,711万1,000円、歳出総額6,164万9,000円、歳入歳出差し引きで546万2,000円となっております。4の翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、5の実質収支額も同額の546万2,000円となっております。以上でございます。

次に、議案書88ページをお願いいたします。

認定の第11号 平成25年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成25年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付しまして議会の認定をお願いするものでございます。

決算書の173ページ以降でご説明を申し上げます。

成果に関する説明書につきましては152ページに記載をいたしております。あわせてご参照願います。

事項別明細書173ページです。

歳入でございます。

1 款 1 項 1 目合併処理浄化槽事業分担金につきましては、新規設置 9 基分の設置者分担金でありまして調定どおりの収入となっております。

2 款 1 項 1 目合併処理浄化槽使用料は設置及び管理移行の337基に係る使用料収入でございまして、1 節の現年度分につきましては収納率99.3%になってございます。

2 節の滞納繰越分につきましては、49.8%の収納率でございまして。

3 款 1 項 1 目合併処理浄化槽事業費国庫補助金につきましては、9 基の新規整備費に対します国庫補助金でございまして、補助対象事業費の 3 分の 1 の補助が収入済みとなっております。

174ページをお願いいたします。

4 款繰入金 1 項 1 目一般会計繰入金につきましては、財源調整のための繰り入れとなっております。

5 款繰越金につきましては、前年度からの繰越金でございまして。

6 款諸収入は、預金利子の収入でございまして。

2 項雑入につきましては、消費税の還付金となっております。

175ページの7 款町債 1 項 1 目下水道債につきましては、浄化槽の整備に要しました財源の確保を図ったものでございまして。

176ページの歳出となります。

1 款合併処理浄化槽費 1 項 1 目一般管理費につきましては、管理浄化槽337基の維持管理に要したものでございまして。

主なものでございまして、人件費のほか、11 節需用費につきましては事務事業に係ります消耗品、印刷製本費のほか浄化槽の修繕費などでございまして。

12 節役務費につきましては浄化槽の法定検査手数料、13 節委託料につきましては保守点検及び清掃業務委託料が主なものとなっております。

2 項の合併処理浄化槽建設費につきましては、浄化槽設置事業に要した費用でございまして。

主なものでございまして、人件費のほか、11 節需用費につきましては事業に係る消耗品などでございまして。

177ページの15 節工事請負費につきましては、浄化槽 9 基の新たな設置工事を実施したものでございまして、その地区別の内訳でございまして、宮床地区が 1 基、吉田地区 6 基、落合地区 2 基というふうな実績となっております。

2 款の公債費 1 項 1 目元金につきましては、8 件の償還でございまして。

2 目利子につきましては、これも 8 件の償還支払い分でございまして。

なお、平成25年度末の借入残高につきましては1億3,197万8,000円となっております。

決算書178ページの実質収支に関する調書でございますが、歳入総額4,931万2,000円、歳出総額4,550万5,000円、歳入歳出差し引き308万7,000円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源ございませんので、実質収支額も同額の308万7,000円となっております。以上でございます。

次に、議案書の89ページをお願いいたします。

水道事業の会計でございます。認定第12号 平成25年度大和町水道事業会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成25年度大和町水道事業会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付しまして議会の認定をお願いするものでございます。

説明は決算書179ページからで説明を申し上げます。

主要な施策の成果に関する説明書は153ページ以降に記載をいたしまして整理しておりますので、あわせてご参照願いたいと存じます。

それでは、決算書の179ページの収益的収入及び支出から説明をいたします。これらはいずれも消費税込みの決算額となっております。

収入でございます。

1款水道事業収益につきましては、決算額9億4,117万3,104円となり、前年対比で7.5%の増となっております。

この内訳となりますけれども、1項の営業収益は7億6,869万9,960円で、前年比0.7%の微増。

2項営業外収益は1億7,247万3,144円で、前年対比で53.7%の増となっております。

次に、支出でございますが、1款水道事業費用につきましては、決算額8億5,855万4,617円となり、前年対比で5.4%の増となっております。

この内訳でございますけれども、1項の営業費用につきましては8億2,897万4,383円で前年対比5.6%の増。

2項の営業外費用につきましては2,812万5,896円で、前年対比で4.6%の減となっております。

3項の特別損失でございますが、これは公営企業会計制度が改正されたことによります新たな項目となっておりますが、この決算額145万4,338円となっております。

この特別損失につきましては、不納欠損や使用料などの還付などの費用の計上でございます。

以上の結果、税込みで収入支出の差し引き8,261万8,487円の黒字の決算となっております。

次に、180ページの資本的収入及び支出でございます。

収入でございます。

1 款の資本的収入につきましては決算額9,535万1,000円で、前年対比で17.1%の増。

このうち1 項の企業債につきましては、鶴巢落合線配水管強化事業及び中峰2号配水池の耐震化の実施設計に係るものでございまして6,160万円の決算額となっております。

2 項の出資金につきましては2,772万1,000円で、前年対比21.1%の増。

3 項補助金につきましては、中峰2号配水池耐震化事業の実施設計に係るもので6,603万円の収入となっております。

次に、支出でございます。

1 款の資本的支出につきましては決算額3億4,137万960円で、前年対比で22.2%の増となっております。

このうち1 項建設改良費につきましては2億5,226万2,972円で、前年対比で27.9%の増。これは、平成24年度から繰り越しをいたしました鶴巢落合系の配水管布設工事を含む決算額となっております。

2 項の企業債償還金は8,910万7,988円で、前年対比で8.8%の増となっております。

以上の収支によりまして、資本的収入額が資本的支出額に不足する額2億4,601万9,960円につきましては、過年度分損益勘定留保資金から1億8,061万4,896円、減災積立金から300万円、建設改良積立金から5,000万円、消費税資本的収支調整額から1,240万5,064円をもって補填いたしましたものでございます。

次に、181ページの損益計算書でございます。これは消費税抜きの金額となっております。この収益及び費用の項目ごとの内訳につきましては、185ページからの収益費用明細書で整理をいたしておりますので、この部分の損益計算書につきましては概括的な説明とさせていただきたいと存じます。

まず、1の営業収益につきましては7億3,236万2,776円で、前年対比で0.6%の増。

2の営業費用につきましては8億49万8,537円で、前年対比で5.7%の増となりまして、営業損失は6,813万5,760円となり前年度比でふえてございます。この損失の増加

につきましては、大崎広域水道からの受水費、水を買っておるわけですが、それらが毎年増加の傾向にあります。また、減価償却費の増加によるものが主な要因となつてございますけれども、平成25年度の3月補正の予算の中でご説明も申し上げておりましたが、建設改良事業における事務費、人件費に係る部分でございますが、これが未償却がございまして、公営企業会計制度が改正されたことによりまして整理をいたしたものでございます。

次に、3の営業外収益でございますが、他会計補助金1億1,348万7,000円、開発負担金5,224万8,850円が主なものでございまして1億6,872万3,227円。

4の営業外費用につきましては支払利息が主なもので2,812万3,146円となり、営業外の収支につきましては1億4,060万81円の黒字となったことによりまして、経常利益につきましては7,246万4,320円となっております。この経常利益から特別損失の145万4,338円を差し引いた当年度の純利益につきましては7,100万9,982円となり、繰越利益剰余金54万3,461円を合わせた当年度末の未処分利益剰余金につきましては7,155万3,443円となったものでございます。

次に、182ページの剰余金の計算書でございます。

前段部が前年度の状況を示しておりまして、当年度の変更額に資本金、剰余金の変動額を示してございます。企業債の発行では当年度の借入額、企業債償還では当年度の償還額を表示しております。減債積立金につきましては300万円を資本金組み入れし、建設改良積立金につきましては5,000万円を資本金に組み入れてございます。

以上のことから、自己資本金21億3,892万9,940円に、借入資本金が12億7,186万4,039円に、資本剰余金合計額が30億4,404万5,435円に、利益剰余金の合計額が2億458万1,371円で、本年度の未処分利益剰余金につきましては7,155万3,443円となっております。

183ページをお願いいたします。

剰余金処分の計算書でございます。当年度末の残高につきましては7,155万3,443円となっております。

次に、議会の議決による処分額でございますが、減災積立金に400万円、建設改良積立金を6,700万円といたしまして合計7,100万円を処分いたしまして、処分後の残高、繰越利益剰余金でございますが55万3,443円といたすものでございます。

次に、184ページの貸借対照表でございます。

資産の部、1の固定資産でございます。

(1)有形固定資産につきましては、土地、建物、構築物などありますが、合計

58億6,841万6,466円で前年対比で1.4%の増となっております。

(2)の無形固定資産につきましては、電話加入金、ダム使用権で69万1,126円となります。

(3)の投資その他資産につきましては、この項目、公営企業会計制度の改正に伴う新たな項目となっております。投資有価証券の2億7,000万円で、固定資産の合計につきましては前年比で6.0%増の61億3,910万7,592円となっております。

2の流動資産でございますが、現金・預金、未収金などで6億4,112万1,510円となり、資産合計につきましては67億8,022万9,102円で、前年比で1.3%、8,870万5,821円の増となっております。

次に、負債の部でございます。

3の固定負債はございませんので、4の流動負債でございます。

未払金その他で合計額1億2,080万8,317円となりまして、負債の合計も同額となっております。

次に、資本の部でございます。

この資本金につきましては、固有資本金、組入資本金など自己資本金と企業債である借入資本金となります。合計で34億1,079万3,979円、前年比で1.6%の増となっております。

次に、6の剰余金の(1)資本剰余金につきましては、国庫補助金、受贈財産評価額、各種負担金で合計で30億4,404万5,435円、前年比で0.2%の微増となっております。

(2)の利益剰余金につきましては、各種積立金と当年度の未処分利益剰余金の合計であります。2億458万1,370円となりまして、前年比で9.7%の増となっております。

剰余金合計につきましては32億4,862万6,806円でございます。前年比で0.7%の微増。資本の合計につきましては66億5,942万785円で、負債資本の合計67億8,022万9,102円で、前年比で1.3%の増となっております。

次に、185ページの収益費用の明細書でございます。消費税除きの金額となっております。

この主なものでございますが、1款の水道事業収益1項1目給水収益につきましては、水道料金とメーター使用料を合わせて6億4,437万3,760円で、前年対比で0.5%増加しております。

2目の受託工事収益につきましては、国土交通省北上川河川事務所が実施の吉田川

河川改修事業に伴う北河原橋かけかえ工事に係る仮設橋、仮設の橋でございますが、これへの水道管移設工事費の受託分、あとは県道塩釜吉岡線の車橋かけかえ工事に係る、先ほど下水道の中で説明申し上げました圧送管の移設に係る実施設計費についての受託分となっております。

3目の加入金につきましては給水加入金5,261万円で、これにつきましては前年並みとなっております。

4目その他営業収益につきましては、材売収益といたしましてコードカバー、メーターカウンターなどの売却代。手数料につきましては、設計審査手数料、開栓手数料など。雑収益につきましては、下水道使用料などの徴収業務の受託料でございます。また、消火栓の維持管理料などもございます。

2目の営業外収益でございますが、1目他会計補助金につきましては一般会計補助金でございまして、上水道、簡易水道に対する高料金対策補助金などで前年比6.8%の増となっております。

3目の開発負担金につきましては、民間アパートなどによるものでございます。

4目雑収益につきましては、第三者による施設破損に伴う損害請求などでございます。

収益合計につきましては9億108万6,003円でございます。

186ページでございます。

1款の水道事業費用1項1目浄配水費の主なものです。

1節から3節までは職員の人件費、4節は事務補助員の賃金でございます。

7節通信運搬費につきましては、一般電話、監視用テレメーターの専用回線料などでございます。

8節保険料につきましては自動車、建物、機械設備などに係るもの、9節委託料につきましてはメーター検針、水質検査、メーター交換業務に要した費用でございます。

12節動力費につきましては、町内5カ所のポンプ場における動力の電気料。吉田、宮床1・2、鶴巣、松坂でございます。

14節修繕料につきましては、各種水道施設の修繕に要した費用でございます。

15節受水費につきましては、宮城県大崎広域水道からの受水料金で、前年対比で2.4%の増となっております。

16節賃借料につきましては、水道料金調定システム、企業会計システムなどのシステム借上料でございます。

2目の受託工事費は、収益の受託工事収益で説明をいたしました吉田川河川改修事



業に伴う北河原橋かけかえ工事に係る水道管移設工事費及び県道塩釜吉岡線の車橋かけかえ工事に係る公共下水道圧送管移設の実施設計に要した費用でございます。

3目の総係費につきましては運営管理に要する事務費で、1節報酬につきましては水道事業審議会の委員12名分の報酬、5節委託料は水道庁舎の宿日直業務委託料、9節賃借料は配水管の水管橋添架による借上料でございます。

4目減価償却費は、建物、構築物、車両、機械器具など固定資産の本年度償却分でございます。

6目その他営業費用につきましては、コードカバー、メーターカウンターなどの貯蔵品の売却原価でございます。

2項営業外費用です。1目支払利息は企業債利息、2目雑支出は消費税の調整分となっております。

3項特別損失につきましては、先ほどご説明いたしました公営企業会計の制度改正に伴う新たな項目でございまして、不納欠損、使用料の還付などがございます。

この費用の合計でございますが、8億3,007万6,021円でございます。

187ページをお願いいたします。

固定資産明細書となります。

(1)の有形固定資産の種類は、土地、建物、構築物、機械装置、車両、工具機器、建設仮勘定の種類別に整理しておりますが、合計で説明させていただきます。

年度当初額が89億6,456万40円で、当年度増加額2億6,276万1,436円、当年度減少額は59万477円で、当年度末の現在高92億2,673万999円となります。当年度の増加につきましては、配水管の布設などによる構築物の増加、機械及び装置はテレメーター、中央監視設備でございますが、これらの更新によるもの、また建設仮勘定につきましては、鶴巢落合系の配水管強化事業による施設整備分でございます。

次に、減価償却額であります。年度末償却未済高につきましては58億6,841万6,466円となっております。

次に、(2)無形固定資産明細であります。

年度当初額72万2,837円に対しまして、ダム使用権の当年度償却額の減少によりまして、年度末の現在高61万9,126円となっております。

188ページ、189ページは企業債の明細書となっております。平成元年から平成26年まで、政府資金、公営企業金融公庫、民間資金の種類別に整理をいたしておりますので、この部分につきましてはごらんいただければと存じます。以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 (大須賀 啓君)

これで説明を終わります。

暫時休憩します。

再開は午後1時です。

午後0時03分 休 憩

午後1時00分 再 開

議 長 (大須賀 啓君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第14「報告第1号 平成25年度大和町健全化判断比率及び資金不足  
比率の報告について」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第14、報告第1号 平成25年度大和町健全化判断比率及び資金不足比率について報告を求めます。財政課長内海義春君。

財政課長 (内海義春君)

それでは、議案書90ページをお願いいたします。

報告第1号 平成25年度大和町健全化判断比率及び資金不足比率のご報告を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定によりまして、平成25年度決算に基づきます健全化判断比率及び資金不足比率を別添監査委員の意見を付しましてご報告申し上げるものでございます。

内容そのものにつきましては、9月4日、冒頭の町長挨拶におきましてご報告申し上げておりますが、その報告した内容につきまして表であらわしております。

なお、この健全化比率の対象は、町で管理する公営企業を含む全ての会計及び関係する組合も含むものでございまして、普通会計を対象としております決算統計の数字とは異なっておりますので、あらかじめご了承をお願いいたします。

1 としまして、健全化判断比率でございます。

平成25年度決算の欄が本町の数値となっております。本町につきましては、実質赤字比率、連結実質赤字比率は実質収支が黒字のため数値が入りません。

次に、実質公債費比率につきましては少ないほど健全であるわけですが、25年度につきましては5.4%で前年度より1.7ポイント比率が下がっております。

将来負担比率につきましては、将来負担に対し充当可能財源等が上回っており数値としてあらわれないものでございます。

早期健全化基準につきましては、この数字以上になりますと早期健全化計画を策定し国や県などの指導を受けるような形になります。いわゆる黄色信号というものでございます。

一番右の欄になりますが、財政再生基準でありまして、この基準以上になりますと財政再生計画を作成し、やはり国や県の指導となりますが、これは赤信号ということに該当になるところでございます。財政悪化の要因分析あるいは歳出削減、歳入増策などを定めまして、議会の議決をお願いしまして総務大臣へ報告となるところでございます。

次に、2の資金不足比率でございますが、本町の場合は水道会計、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、戸別合併処理浄化槽特別会計のいずれも資金不足は生じていない状況でございます。

以上をもちまして、健全化判断比率及び資金不足の比率の報告とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

以上で報告第1号を終わります。

続いて、平成25年度大和町各種会計決算審査の報告を監査委員に求めます。監査委員渡邊 仁君。

代表監査委員 （渡邊 仁君）

それでは、監査委員を代表いたしまして、平成25年度大和町歳入歳出決算の審査結果についてご報告申し上げます。

お手元に配付済みの平成25年度大和町各種会計決算審査意見書の1ページから5ページまでをご参照願います。

地方自治法第233条第2項、第241条第5項及び地方公営企業法第30条第2項の規定

により、審査に付された平成25年度一般会計、各種特別会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書並びに平成25年度基金運用状況報告書を審査いたしました。

審査の対象といたしましたのは、平成25年度一般会計決算並びに国民健康保険事業勘定特別会計決算から水道事業会計決算までの11項目の特別会計決算でございます。

審査期間は、一般会計が7月9日から8月1日までの間の実日数13日間、各種特別会計決算が7月10日から7月31日までの間の5日間、各種基金運用状況につきましては7月9日から28日までの間の5日間、財産に関する調書につきましては7月10日に審査をいたしました。また、水道事業会計決算につきましては、他の会計に先立ち、7月7日に審査をいたしました。

次に、審査の結果でございますが、審査に付された平成25年度各種会計決算につきましては、決算計数に誤りがなく、歳入確保の努力並びに歳出の効率性が保持され、書類の整備もなされており会計経理は全般的に見て適正妥当であると認定いたしました。

続きまして、決算の概要と意見の総括でございますが、水道事業会計を除く一般会計と10の特別会計で見ますと、収入総額は予算総額149億2,738万8,000円、調定額158億4,462万64円に対し、収入済額は152億697万7,329円で、予算対比101.87%、調定対比95.98%の収入割合でございました。これは、地方税法の改正によるたばこ税の増収、個人町県民税並びに固定資産税の増加などにより、前年対比1.2%増の42億円台に到達した町税の増収、さらには職員一丸となった徴収率の向上によるものであります。

また、不納欠損として認定いたしました額は6,280万6,838円ではありますが、いずれも合法的手続を踏んでおり、やむを得ないものと認めました。

その結果、収入未済額は5億7,483万5,897円となっております。

一方、歳出においては、支出済額が144億5,924万1,903円で、予算現額に対する執行率は96.86%となっております。

また、繰越明許費及び事故繰越として2億2,419万1,000円が平成26年度に繰り越されましたが、これは主に東日本大震災の災害復旧の影響を受けた入札の不調や国の補正予算にかかわるものであり、やむを得ないものであると認定をいたしました。

この結果、不用額の総額は2億4,395万5,097円となっております。

以上により、平成25年度決算については、一般会計、特別会計ともに適正に執行されたものと認定をいたしました。

なお、財政調整基金を初めとする一般会計の積み立て基金残高は5億4,191万6,000円増の34億5,988万5,000円となっているものの、各種施設の維持管理や南部地域の施設整備に要する費用などが見込まれることから、財源の重点的かつ効率的配分を念頭に置かれ各種事業の遂行に全力を尽くすとともに、経費の削減合理化になお一層の努力を望むものであります。

次に、平成25年度末における町債の現在高ですが、5ページ中段の表のとおりであります。昨年度に比較して、普通会計で3億1,193万7,000円の減、下水道事業会計で2億1,646万2,000円の減、農業集落排水事業会計で2,589万1,000円の減、水道事業会計では2,750万8,000円の減となっております。戸別合併処理浄化槽会計につきましては、元金償還が少額のため486万6,000円の増となっております。

本町の公債費比率は前年対比1.6ポイント減の3.7%と減少しております。町債残高は、全会計を合計しますと前年度より5億7,693万2,000円減額したものの、総額では140億3,148万1,000円とまだまだ多額でございます。後年度の義務的経費の増加を招く要因ともなりますので、長期的視点に立った財政見通し並びに償還計画に沿った中での運用になお一層ご留意願いたいと思います。

次の一般会計からの財政の概要につきましては、事務局よりご報告させます。

議長 (大須賀 啓君)

書記次長櫻井修一君。

書記次長 (櫻井修一君)

代表監査委員に引き続きまして、平成25年度各種会計決算審査意見書を朗読、説明させていただきます。

意見書の6ページをお開き願います。

財政収支の状況でございます。

普通会計につきましては、地方財政におきまして、統計上、統一的に用いられる会計区分でございます。本町の場合は一般会計と奨学事業会計になります。これら普通会計につきましては、歳入決算総額96億1,763万8,000円、歳出決算総額90億4,735万7,000円となります。歳入は前年度と比較し8億3,849万3,000円の減、歳出におきましては7億1,111万5,000円の減となっております。歳入歳出差引額につきましては5億7,028万1,000円となり、繰越明許費や事故繰越によります翌年度に繰り越すべき財源は3,627万4,000円であるため、実質収支5億3,400万7,000円の黒字となりました。

単年度収支及び実質単年度収支につきましては、前年度と比較し1億2,000万ほどの減額となっております。

続きまして、9ページをお開き願います。

次に、財政分析主要指数の推移でございます。

過去3カ年間の指数の推移は下表のとおりであります。財政力指数が前年度より0.048ポイント増加し0.675となりました。財政構造の弾力性を示す経常収支比率は前年度と比較し5.9ポイント増加し84.5%となり増加傾向に転じました。しかし、指数的にはまだ高く財政構造の硬直化が懸念されるため、今後も経常経費の削減を念頭に入れた財政運営が求められます。

また、公債費比率は1.6ポイント減の3.7%、地方債許可制限比率は0.2ポイント減の3.3%とわずかながら減少したものの、今後も財政運営には十分留意する必要があります。

下の表、歳入の総括でございます。

歳入決算の概要を示すと、平成25年度一般会計予算額は94億362万4,000円、収入済額96億538万8,000円となり、前年度と比較し収入済額で8.05%の減となっております。

詳細につきましては、10ページから13ページに記載のとおりでございます。その部分は割愛させていただきます。

14ページをお開き願います。

歳入の状況を見ますと、町税で1億4,813万4,000円、前年度1億8,709万3,000円、以下、記載のとおり収入未済額が生じております。この中で、国庫支出金と県支出金につきましては繰越事業に伴うものであり、やむを得ないものであります。

町税の収入未済額の内訳は、町民税6,498万円、固定資産税7,911万4,000円、軽自動車税404万円、総額で1億4,813万4,000円となり、前年度と比較して3,895万9,000円の減となっております。

一方、後述するように、国保税の収入未済額も昨年度より4,462万3,000円の減となったものの1億9,442万6,000円という多額な未済額となっているので、徴収に対する努力は認めるが、税の公平負担の原則から、徴収率向上のため策定した町税等徴収事業計画に基づきなお一層の努力を望むものであります。

また、分担金及び負担金、使用料及び手数料、諸収入の収入未済額につきましても税と同様、収入確保について特段の努力を望むものであります。

町税の不納欠損処分につきましては前年度と比較し885万8,000円の増となっており、その金額は2,571万8,000円という大きな額となっております。しかし、合法的な手続

により行われており、やむを得ないものと認めたところであります。

次に、16ページをお開き願います。

地方交付税でございます。地方交付税につきましては、前年度対比で6.3%減の18億7,549万4,000円となっており、これを歳入全体の構成比で見ると19.5%を占めております。

内訳は、普通交付税が13億5,046万9,000円で、前年度と比較しまして3億6,753万2,000円、21.4%の減となり、特別交付税につきましては85.2%の増、5億2,502万5,000円となりました。この結果、交付税全体で1億2,599万2,000円の減となりましたが、これは交付税算定におきます基準財政収入額の増加が要因となっているものであります。

次に、歳出の総括でございます。

平成25年度一般会計歳出予算額は94億362万4,000円、支出済額は90億3,528万5,000円で、予算に対する執行率は96.08%であります。

支出済額を前年度と比較しますと7億1,479万3,000円の減、不用額につきましては1億4,414万8,000円が生じております。

以下4行を割愛させていただきます。

繰越明許費は件数で7件、金額で1億9,652万9,000円となっており、前年度と比較し金額で1億1,033万8,000円の大幅な増となりました。

内訳は、民生費1億6,393万2,000円、土木費1,882万6,000円、災害復旧費772万3,000円となっております。また、事故繰越につきましては東日本大震災からの復興に伴う資材不足、降雪の影響などにより件数で3件、金額で2,766万2,000円となっておりますが、それぞれやむを得ないものと認めたところであります。

不用額につきましては、前年度に比較して613万円の減となりました。事業の未執行は見受けられませんが、なお予算の補正措置等に十分配慮すべきであります。

続きまして、特別会計に移らせていただきますので、23ページをお開き願います。

平成25年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計につきましては、歳入予算額23億9,722万2,000円、収入済額23億9,910万1,000円、予算対比100.1%となっております。歳入予算の確保はなされております。しかし、調定対比につきましては91.4%となっており、収入未済額1億9,324万4,000円が発生しております。これは前年度と比較し4,580万6,000円、19.16%の減となっているものの、予算額の8.1%を占めるほど多額なものとなっております。不納欠損額は前年度に比較して1,745万2,000円の減となっており、その金額は3,331万4,000円となっております。しかし、合法的な手続により

行われており、やむを得ないものと認めました。

国保税の徴収率につきましては73.65%と6.1ポイントの増加で、その内訳は、現年度分が0.59ポイント増の88.73%、滞納繰越分が7.53ポイント増の34.04%となっております。

収入済額は、現年度分が前年度より2,760万8,000円の増加、滞繰分については127万9,000円の増加となっております。収入未済額につきましては減少しているとはいえ1億9,242万8,000円と多額になっておりますので、今後も町税等徴収事業計画に基づき特段の徴収努力を望むものであります。

歳出につきましては、支出済額23億2,822万8,000円で97.1%の執行率となっております。被保険者数は6,021人で、前年度と比較し131人、2.1%の減となっております。26ページをお開き願います。

次に、介護保険事業勘定特別会計でございます。

介護保険事業勘定特別会計におきましては299万1,000円の不納欠損額が発生いたしました。前年度と比較して8,000円ほどの減少ということで合法的な手続により行われており、やむを得ないものと認めました。

次に、34ページをお開き願います。

平成25年度の下水道事業特別会計につきましては、歳入予算総額10億1,078万円、調定額10億4,624万2,000円、収入済額10億2,881万8,000円で、予算対比101.8%、調定対比98.3%となりました。

なお、明許繰越費を除いた収入済額の内訳は、受益者負担金420万5,000円、下水道使用料1,268万2,000円となっております。前年度と比較して受益者負担金で9万8,000円の増、下水道使用料で284万2,000円の増となっております。不納欠損処分につきましては53万6,482円となっております。合法的な手続により行われており、やむを得ないものと認めました。

水洗化普及状況につきましては、水洗化率が86.42%と前年度対比で0.18ポイントの増となっているものの、なお一層の普及啓発を望むものであります。

また、農業集落排水事業特別会計、戸別合併処理浄化槽特別会計につきましては、歳入歳出予算とも議決どおり執行されており適正と認めました。

なお、ただいま申し上げました以外の特別会計につきましても、歳入歳出予算とも議決どおり執行されており適正と認めております。

次に、35ページ、大和町水道事業会計でございます。

ページ中ほどのところの財政状況から朗読、説明申し上げます。



収益的収支で、収入総額 9 億108万6,003円（税抜き）に対しまして、支出総額が 8 億3,007万6,021円（税抜き）となり、その差引額7,100万9,982円が当該年度純利益となっております。

4 行ほど割愛させていただきます。

また、資本的収支につきましては、歳入総額9,535万1,000円（税込み）に対しまして、歳出総額 3 億4,137万960円（税込み）、その差 2 億4,601万9,960円につきましては過年度分損益勘定留保資金 1 億8,061万4,896円、建設改良積立金5,000万、減債積立金300万、消費税資本的収支調整額1,240万5,064円をもって補填しております。

なお、緩やかな回復基調が続いているもののまだまだ好景気がうかがえない状況下で、本年の収益収支は、営業収益でもある給水収益は微増であります。しかし、今後加入金の大幅な増加が見込まれないことから経常収支は厳しいものになることが予想されますので、誘致企業従業員の定住等による水需要の収支の増加を期待するとともに、本町水道事業の特性に合った料金体系の見直しなどにより負担の適正化を図るなど、公営企業としての経営基盤安定になお一層の努力を望むものであります。

経理につきましては、各関係諸帳簿と計数を照合した結果、適正であると認めました。

それでは、40ページをお開き願います。

ページ中ほどになります。財産管理でございます。

公有財産の管理について、普通財産、行政財産とも取得、処分、所管がえの都度、台帳の整備が行われており、台帳と財産の整合性は図られておりました。

2 行割愛させていただきます。

肉用牛貸付飼育事業運営基金、土地基金、国民健康保険資金貸付基金の運用につきましては、各関係諸帳簿とも計数を照合した結果、計数に誤りがなく基金の運用がなされ、妥当性が保持されているものと認めました。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

次に、財政健全化法に係る審査の報告を監査委員に求めます。監査委員渡邊 仁君。

代表監査委員 （渡邊 仁君）

それでは、41ページの財政健全化審査意見書をお開き願います。

地方公共団体の財政健全化に関する法律第 3 条及び第22条の規定により、審査に付された平成25年度財政健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率について審査

いたしましたので、ご報告いたします。

まず、普通会計財政健全化の意見ですが、審査の概要については割愛させていただきます。

審査結果の総合意見でございますが、審査に付されました健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されておりました。

個別意見ですが、実質赤字比率につきましては、平成25年度の決算は黒字であり実質赤字比率には該当せず、かつその黒字比率は8.07%と適正な比率となっております。

連結実質赤字比率につきましても黒字決算の関係上、連結実質赤字比率には該当せず、その黒字比率は18.60%と適正な比率となっております。

実質公債費比率につきましては5.4%となっており、早期健全化基準の25%と比較しますと、これを下回り良好な比率でございます。

将来負担比率につきましては該当なしとなり、前年度対比で皆減し良好であります。改善事項はございません。

次に、水道事業会計、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計並びに戸別合併処理浄化槽特別会計に関する経営健全化の審査意見ですが、審査の概要については割愛させていただきます。

審査の結果でございますが、審査に付されました資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類はいずれも適正に作成されておりました。

また、平成25年度は、水道事業会計が5億2,031万3,000円、下水道事業特別会計が2,197万4,000円、農業集落排水事業特別会計が546万2,000円、戸別合併処理浄化槽特別会計が380万7,000円とそれぞれ資金余剰額があり資金不足比率には該当いたしません。資金不足の状況ではなく、良好な状態であると認定いたしました。

改善事項はございませんでした。

以上で報告を終わります。

議長 (大須賀 啓君)

監査委員報告についての質疑は、決算特別委員会の最終日に行う予定になっておりますので、ご了承ください。

---

#### 決算特別委員会の設置について

議長 (大須賀 啓君)

お諮りします。

ただいま議題となっております認定第1号から認定第12号までについては、議長を除く全員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第12号までの各種会計歳入歳出決算については、議長を除く全員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

ただいま決算特別委員会が設置されましたので、ここで委員長及び副委員長を選任願います。

委員長、副委員長を選任するため、暫時休憩します。

午後1時34分 休 憩

午後1時35分 再 開

議 長 （大須賀 啓君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

決算特別委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので報告します。委員長に大崎勝治議員、副委員長に高平聡雄議員が選任されました。

お諮りします。

決算特別委員会による決算審査及び議事の都合により、9月10日から9月17日までの8日間、本会議を休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、9月10日から9月17日までの8日間を休会することに決定いたしました。

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開は、9月の18日の決算特別委員会終了後といたします。

大変ご苦労さまでした。

午後1時36分 延 会